

個人情報保護委員会事務局（個人情報保護御担当）

御中

「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見

平成28年8月31日

[団体名]	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
[部署名]	消費者提言特別委員会
[住所]	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館 2階
[電話番号]	03-6434-1125（代表）
[電子メールアドレス]	nacs-teigen@nacs.or.jp
<p>個人情報保護法は、平成15年に制定（平成17年に全面施行）され、その後10年余りが経過、事業活動のグローバル化で、国境を越えて多くのパーソナルデータを含むビッグデータの流通など、消費者や事業者を取り巻く環境は大きく変化してきています。これらの環境の変化に対応し、消費者の個人情報の保護を図りつつ、事業者によるパーソナルデータの円滑な利活用を促進させ新産業・新サービスを創出するための環境の整備を行うことを目的とし、平成27年に個人情報保護法が改正されました。個人情報の適切な保護こそが利活用を促進するという視点にたって、個人情報取扱事業者が守るべきルールを明確にさせていただくことが重要であり、以下意見を申し述べます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（該当箇所）全般</p> <p>（意見）消費者・国民がこの法律の趣旨・内容を理解し、生活の中で適切な対応が取れるよう、改正法の周知・広報を図る必要があります。</p> <p>（理由）個人情報保護法に関する過剰反応に象徴されるように、そもそも国民の間に本法についての正確な理解・認識は十分に行き届いていません。改正個人情報保護法（来年9月までに施行）では、個人情報の取扱いに関して全ての事業者（NPO・自治会等も該当する）が法の適用を受けるようになります。政令・施行規則の整備とともに、改正法そのものの周知・広報を継続的に図る必要があります。</p> <p>（該当箇所）政令（案）の第 1 条 第 1 項</p> <p><b>1 個人情報の定義の明確化等</b></p> <p>（1）個人情報の定義の明確化</p> <p>1. 個人識別符号</p> <p>（意見）「個人識別符号は、次に掲げるものとする。」と個人情報の定義を明確化されていることは評価します。</p>	

(理由) 顔や指紋など身体的特徴に加え、旅券番号や運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号、国民健康保険などの公的番号が単体でも個人情報にあると個人情報の範囲を明確にされていて理解されやすくなりました。

(該当箇所) 政令(案)の第1条第1項

## 1 個人情報の定義の明確化等

(1) 個人情報の定義の明確化

### 1. 個人識別符号

(意見) クレジットカードの番号や銀行の口座番号、携帯電話の番号、スマートフォンの位置情報なども重要な個人識別符号と認識しています。追加すべきと考えます。

(理由) 個人情報に含めるべきと思われるクレジットカードの番号や銀行の口座番号、携帯電話の番号、スマートフォンの位置情報の取扱いに触れないことは、今回の改正の目的の一つと言われていた「グレーゾーン解消」が解決したことにはなりません。利用者にとりましてクレジットカードの番号や銀行の口座番号、携帯電話の番号、スマートフォンの位置情報は明らかに重要な個人情報ですから、個人識別符号に加えて下さい。

(該当箇所) 政令(案)の第2条第1～5項

## 1 個人情報の定義の明確化等

(2) 要配慮個人情報

(意見) 人種、信条、病歴などが含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として新設され、明確化されたことを評価いたします。

(理由) 本人の同意なく集めたり、使用することを禁じる「要配慮個人情報」に、身体障害、知的障害、精神障害に加え、遺伝子検査結果や診療・調剤情報のほか、犯罪の経歴なども明確に表記され、本人の同意を得ない第三者提供の特例を禁止、と保護の強化を評価します。

(該当箇所) 政令(案)の第2条

## 1 個人情報の定義の明確化等

(3) 小規模取扱い事業者への対応

(意見) 政令で定められていた(個人情報取扱事業者から除外される者)を法の規定から削除、「5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても個人情報保護法を適用」を評価いたします。

(理由) 個人情報取扱事業者であれば取り扱う個人情報の多少にかかわらず個人情報保護法の適用を受けることが当然であると認識していました。今改正で、NPO・自治会・消費者団体など非営利組織であっても「個人情報取扱事業者」に該当することを国民に広く周知していくことが重要であると考えます。

(該当箇所) 政令 (案) ・規則 (案) の第 3 条

## 2 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

### (1) 利用目的の変更要件の緩和

(意見) 「当初の利用目的から新たな利用目的への変更の要件を緩和」とあります。適切な規律の下で個人情報の有用活用は必要なことと認識し、前向きに捉えております。そんな中、「施行令 骨子案」並びに「施行規則 骨子案」欄が、「なし」と記載されています。今回のパブリックコメントの対象にするべき重要な項目であると考えます。

(理由) 個人情報は保護も大切ですが、利活用することも災害時や高齢社会では特に大切なことは十分認識しています。社会状況の変化に伴い「利用目的の変更要件の緩和」が必要であることも理解できます。パブリックコメントを出される段階で「政令 骨子案」・「施行規則 骨子案」の提示は当然あるべきこととっていました。この問題に関しては、貴委員会ではガイドラインで定められるか、あるいは業界団体などの自主ルールを予定されているのでしょうか。きちんと今改正で取り組んでいくべき重要な問題と考えます。

(該当箇所) 政令 (案) 第 6 条

## 2 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

### (2) 匿名加工情報

(意見) 特定の個人を識別できないように個人情報を加工したものを匿名加工情報とし、その加工方法及び事業者による公表等その取扱いに関する規律を新設されたことは評価いたします。但し、きめ細かい配慮が必要であると考えます。

(理由) 匿名加工情報として直ぐに思いつきましたのは、ICカードで改札口を利用する乗降履歴データです。首都圏など乗降客の多いところは匿名性が担保されますが、過疎地域の駅では匿名性に危惧を覚えます。どこまで匿名化すれば外部提供できるのか、また、匿名の方法につきましては分野ごと検討が必要と考えます。その際は、ガイドラインに具体的に例示を出すようにして下さい。

(該当箇所) 規則 (案)

## 3 適正な個人情報の流通を確保

### (1) オプトアウト手続きの厳格化

(意見) 「事業者は、オプトアウト手続きによって個人データを第三者に提供しようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。同委員会は、その内容を公表。」と今改正で新設されました。施行規則 骨子案に記載の「本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。」とありますが、どのような方法なのか具体性に欠き、イメージできません。

(理由) 事業者からは「当社のホームページに掲載します」とか「店頭に掲示します」などの回答が想像できますが、確実に認識できるとはいえません。適切かつ合理的な方法につ

きましては誰もが納得できる方法の検討が必要だと考えます。検討の結果、必要ならガイドラインに具体的に例示を出すようにして下さい。

以上